

白山市 DX（デジタルトランスフォーメーション）推進計画
(第3版)

改定案

令和8年4月
白山市

改版履歴

改版履歴	年月日	改定内容
初版	2022 年（令和 4 年）3 月 22 日	初版
第 2 版	2024 年（令和 6 年）5 月 10 日	国の自治体 DX 推進計画の改定 【第 3.0 版】による
第 3 版	2026 年（令和 8 年）4 月 XX 日	当初計画期間（令和 4 年度～令和 7 年度） 終期による見直し

目 次

第1章. 本計画の背景と目的.....	1
1. 目的	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画期間	2
4. SDGs との関係.....	2
第2章. 国のデジタル政策と本市の現状.....	3
1. 国のデジタル政策の動向.....	3
1-1.デジタル田園都市国家構想と地方創生 2.0 の推進	3
1-2.国のデジタル政策の流れ	5
1-3.自治体 DX 推進計画における 8 つの重点取組.....	9
1-4.デジタル社会の実現に向けた取組	16
第3章. 本市の DX 化の課題.....	19
1. 8 つの重点取組における課題.....	19
2. DX 推進における課題・検証.....	24
第4章. 白山市における DX 推進の方向性.....	25
1. 白山市 DX 推進の理念と方向性.....	25
2. 重点取組事項の着実な実行.....	26
2-1.自治体フロントヤード改革の推進	26
2-2.地方公共団体情報システムの標準化	28
2-3.「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進	29
2-4.公金収納における eL-QR の活用	29
2-5.マイナンバーカードの取得支援・利用の推進	30
2-6.セキュリティ対策の徹底	31
2-7.自治体の AI の利用推進	32
2-8.テレワークの推進	33
3. 地域社会のデジタル化.....	33
3-1.デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化.....	33
3-2.デジタルデバイド対策	35
3-3.デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し	36
4. 推進体制	37
4-1.推進体制と各主体の役割	37
4-2.職員の人材育成	39
5. 実施計画と効果測定.....	40
【資料編】	41

1. 用語集	41
2. 国のデジタル技術・ICT の動向	43
1-1.普及が拡大するスマートフォン・タブレット（端末利用環境）	43
1-2.インターネット利用状況	43
1-3.テレワークの実施状況	46
3. デジタル改革の経緯.....	47

第1章. 本計画の背景と目的

1. 目的

我が国は、少子化による急速な人口減少と高齢化という複合的な危機に直面している。国立社会保障・人口問題研究所が2023年4月に公表した将来推計人口によると、総人口は2040年には1億1,283万人、2060年には9,614万人まで急速に減少すると見込まれ、これに伴い、2040年には行政職員が半減するという事態も予測されている。

このような社会情勢や人口減少に伴う社会環境の変化の中で住民が健康で安心して生活を送るために、デジタルを活用した持続可能な住民サービスを提供することが強く求められている。また、職員が住民に寄り添った行政サービス、地域課題解決といった業務に集中できる環境を整えるため、徹底的な効率化を図ることを目的として、「白山市DX（デジタルトランスフォーメーション）推進計画」（以下、「本計画」という。）を、2022年（令和4年）3月に策定した。

本計画は、国が定める自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）推進計画が示す『デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～』に基づいており、本計画の対象期間については、国の計画に合わせて令和8年3月までとしていた。

一方で、社会のデジタル化はますます加速しており、地方自治体の業務においてもデジタル技術の活用によるさらなる業務の効率化は不可欠である。こうした状況を踏まえ、本市では、デジタル技術や生成AI等のさらなる活用により業務の効率化を図り、限られた人的資源を有効に活用し、アナログ規制の見直しを実施することを通じ、行政サービスのさらなる向上を目的とし、本計画を改定するものである。

なお、本計画の新たな対象期間は5年間とし、対象期間中であっても最新の技術動向を考慮しながら適宜見直しを図るものとする。

2. 計画の位置付け

全国的に少子高齢化・生産年齢人口の減少・行政ニーズの多様化・職員数の減少などの課題が生じており、多くの自治体がこれらの課題に対応しながら、将来にわたり安定的な行政経営や行政サービスを維持・継続していく必要がある。

そのためには、行政におけるDXを強力に推進し、デジタル技術の活用によって、業務効率を改善していくことが必須となっている。

本計画は、このような背景を踏まえ、国や県などのデジタル政策等との整合を図るとともに、本市の上位計画である「白山市総合計画」におけるまちづくりを効率的に推進するため、デジタル分野の個別計画として策定するものである。

また、デジタル分野の進展は著しく、変化が速いことから、職員数の減少や業務の多様化に対応し、本計画を、行政サービスを低下させないための指針として、国の動向を注視するとともに、PDCAサイクルによる検証も踏まえ、適宜見直しを実施しながら、業務の効率化と改善を進めるものである。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、2026年度（令和8年度）から2030年度（令和12年度）の5年間とする。

4. SDGsとの関係



本市は、平成30年6月に未来都市に選定され、SDGs沿った施策を推進してきた。

国が掲げる目指すべきデジタル社会のビジョンの中でも「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」と定められ、SDGsの理念に沿うものである。

DXを推進することは、行政サービスの効率化が図られ、ペーパーレス化につながることで、紙資源の削減、印刷機の使用削減や時間外労働等の削減による庁舎内の電気使用量の省エネによるCO₂の削減に結び付き、気候変動の改善に寄与することになる。これは、SDGsの三側面（社会、経済、環境）にも合致するものである。

市民にとっては、DX化による行政サービスを推進することで、デジタル化の便利さが実感できる住みよいまちづくりにつながり、その強みを生かしたシティプロモーションは、今後の移住・定住の人口拡大に効果を上げることも期待できる。



第2章. 国のデジタル政策と本市の現状

1. 国のデジタル政策の動向

1-1. デジタル田園都市国家構想と地方創生 2.0 の推進

(1) デジタル田園都市国家構想

国は、地方からデジタルの実装を進め、「心ゆたかな暮らし」(Well-Being) と「持続可能な環境・社会・経済」(Sustainability) を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けて、令和6年10月には、「地方こそ成長の主役」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤として大規模な地方創生策を講じるため、これまでの「デジタル田園都市国家構想実現会議」を発展させた「新しい地方経済・生活環境創生本部」を設置した。



資料出所：デジタル庁 HP より

(2) 地方創生 2.0

国は、これまでの「地方創生」(地方創生 1.0) が抱えていた課題を踏まえ、デジタル技術の活用を一層強化することで、地方の課題解決と新たな価値創造を目指す取り組みとして「地方創生 2.0」を設定した。

地方創生2.0の「基本的な考え方」概要

◆地方創生2.0起動の必要性

- 我が国の成長力を維持していくためには、都市も地方も、楽しく、安心・安全に暮らせる持続可能な社会を創っていく必要。
- 特に、人口減少が続く地方を守り、若者・女性にも選ばれる地方（＝楽しい地方）、高齢者も含め誰もが安心して住み続けられる地方の構築は待ったなし。
- 地方創生2.0は、単なる地方の活性化策ではなく、日本の活力を取り戻す経済政策であり、多様性の時代の多様な幸せを実現するための社会政策であり、我がまちの良さ、楽しさを発見していく営み。
- それぞれの地域の「楽しい」取組が拡がっていくよう、次の10年を見据えた地方創生2.0を今こそ起動し、この国の在り方、文化、教育、社会を変革する大きな流れをつくり出す。

◆これまでの取組の反省

- 若者・女性からみて「いい仕事」、「魅力的な職場」、「人生を過ごす上での心地よさ、楽しさ」が地方に足りないなど問題の根源に有効にリーチできていなかつたのではないか。
- 人口減少がもたらす影響・課題に対する認識が十分に浸透しなかつたのではないか。
- 人口減少を前提とした、地域の担い手の育成・確保や労働生産性の向上、生活基盤の確保などへの対応が不十分だったのではないか。
- 産官学金労言の「意見を聞く」にとどまり、「議論」に至らず、好事例が普遍化されないと、地方自らが主体的に考え方行動する姿勢や、ステークホルダーが一体となった取組、国の制度面での後押しが不十分だったのではないか。

など

◆地方創生をめぐる情勢の変化

●地方にとって厳しさを増す変化

- ・人口減少と出生数・出生率の低下が想定を超えるペースで進み、高齢化が進むことで、特に地方では労働供給制約、人手不足が進行。
- ・地域間・男女間の賃金格差や、様々な場面にあるアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）などにより、若者・女性の地方離れが進行。
- ・買物、医療・福祉、交通、教育など日常生活に不可欠なサービスの維持が困難な地域が顕在化、深刻化など

●地方にとって追い風となる変化

- ・インバウンドの増加、特に、地方特有の食や景観・自然、文化・芸術、スポーツなどを評価して地方を訪れ、产品・サービスを求める外国人の増加
- ・リモートワークの普及、NFTを含むWeb3.0などデジタル技術の急速な進化・発展 など

地方創生2.0の「基本的な考え方」概要

◆地方創生2.0を検討していく方向性（1.0との違い）

（基本姿勢）

- 当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていく。
- そのために、「人を大事にする地域」、「楽しく働き、楽しく暮らせる地域」を創る。人手不足が顕著となり、人材や労働力が希少となるがゆえに、教育・人づくりにより人生の選択肢・可能性を最大限引き出すとともに、その選択肢を拡大していく。
- 災害に対して地方を取り残さないよう、都市に加えて、「地方を守る」。そのための事前防災、危機管理に万全を期す。

（社会）

- 「若者・女性にも選ばれる地方（＝楽しい地方）」をつくることを主眼とする。
- 賃金の上昇、働き方改革による労働生産性の向上、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消など魅力ある働き方・職場づくりを官民連携で進める。
- 児童・生徒や学生が、地方創生の観点から我が町の魅力を再発見し、将来を考え、行動できる能力を重視する教育・人づくりを行う。
- 年齢を問わず誰もが安心して暮らすことを可能とする、医療・福祉等の生活関連サービス、コミュニティの機能を維持する。

（経済）

- 文化・芸術・スポーツなどこれまで十分には活かされてこなかった地域資源を最大限活用した高付加価値型の産業・事業を創出する。
- これまで本格的に取り組んで来なかつたDX・GXなどの戦略分野での内外からの大規模投資や、域外からの需要の取り込みを進め、地域の総生産を上昇させる。
- 観光等の地域に密着した産業やサービスを支える教育・人づくりを進める。

（基盤）

- GX・DXインフラの整備を進め、NFTを含むWeb3.0など急速に進化するデジタル・新技術を最大限活用する。
- 地方と都市の間で、また地域の内外で人材をシェアし、人・モノ・技術の交流、分野を超えた連携・協働の流れを創る。

（手法・進め方）

- 政策の遂行においては、適切な定量的KPIを設定し、定期的な進捗の検証と改善策を講ずる。

地方創生2.0の「基本的な考え方」概要

◆地方創生2.0の基本構想の5本柱

※考えられる各省の施策項目を列挙。基本構想に向けて具体化

- 以下の5本柱に沿った政策体系を検討し、来年夏に、今後10年間集中的に取り組む基本構想を取りまとめる

①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

- 魅力ある働き方、職場づくり、人づくりを起点とした社会の変革により、楽しく働き、楽しく暮らせる場所として、「若者・女性にも選ばれる地方（＝楽しい地方）」をつくる
- 年齢を問わず誰もが安心して暮らせるよう、地域のコミュニティ、日常生活に不可欠なサービスを維持
- 災害から地方を守るための事前防災、危機管理

④デジタル・新技術の徹底活用

- ブロックチェーン、DX・GXの面的展開などデジタル・新技術を活用した付加価値創出など地方経済の活性化、オンライン診療、オンデマンド交通、ドローン配送や「情報格差ゼロ」の地方の創出など、地方におけるデジタルライフラインやサイバーセキュリティを含むデジタル基盤の構築を支援し、生活環境の改善につなげる
- デジタル技術の活用や地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進める

②東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散

- 分散型国づくりの観点から、企業や大学の地方分散や政府機関等の移転などに取り組む
- 地方への移住や企業移転、関係人口の増加など人の流れを創り、過度な東京一極集中の弊害を是正

⑤「産官学金労言」の連携など、国民的な機運の向上

- 地域で知恵を出し合い、地域自らが考え、行動を起こすための合意形成に努める取組を進める
- 地方と都市の間で、また地域の内外で人材をシェアする流れをつくる

③付加価値創出型の新しい地方経済の創生

- 農林水産業や観光産業を高付加価値化し、自然や文化・芸術など地域資源を最大活用した高付加価値型の産業・事業を創出
- 内外から地方への投融資促進
- 地方起点で成長し、ヒト・モノ・金・情報の流れをつくるエコシステムを形成

◆基本構想の策定に向けた国民的な議論の喚起

- 地方の現場をできるだけ訪問・視察し、意見交換を幅広く重ね、地方の意見を直接くみ取り、今後の施策に活かす
- 有識者会議でテーマごとに地方の現場で地方創生に取り組む関係者のヒアリングや現地視察を行い意見を直接くみ取る

資料出所：内閣官房 HP より

1-2. 国のデジタル政策の流れ

（1）国のデジタル政策の流れとデジタル社会形成基本法

デジタル技術の進展を踏まえ、国は『デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～』を「目指すべきデジタル社会のビジョン」として定め、デジタル技術を活用した改革を進めている。

2021年（令和3年）5月にはデジタル改革関連法が成立し、同年9月にはデジタル庁を発足して、デジタル社会の実現に向けた取組を加速している。

国の掲げる「目指すべきデジタル社会のビジョン」

デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会

～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～

(2) デジタル社会の形成に関する地方公共団体の責務

デジタル社会の形成に向けて、国は下記の事項について地方公共団体の責務として定めている。住民に身近な窓口として、行政サービスのデジタル化を進めることをはじめとし、住民の暮らしや地域産業のデジタル技術の活用に加えて、高齢者や障害者も含めた誰一人取り残さないデジタル化の推進に向けた役割が期待されている。

①国民に対する行政サービスのデジタル化の推進

- マイナンバーカードを利用した公金受取口座の登録を早期に開始し、緊急時の給付・事務処理の迅速化を実現する。
- マイナンバーカードも活用して、ワクチン接種証明書のスマートフォンへの搭載を実現する。さらに、ワクチン接種事務のデジタル化も推進する。
- 社会保障・税・災害の3分野以外に情報連携を拡大し、各種添付書類の省略を実現する。概ね全市町村で、子育て等主要手続のオンライン申請を可能とする。
- 自治体のシステムの統一・標準化を令和7年度末までに実施。国・地方の情報連携を含めたトータルデザインの検討を具体化する。
※特定移行支援システムについては令和12年度末までに実施
- 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等を推進する。

②くらしのデジタル化の促進

- 医療、教育、防災、モビリティ、契約・決済等の分野において、デジタル化やデータ連携を推進する体制を構築し、実装を進める。
- 児童生徒や教職員など現場の声も踏まえ、ICT利活用環境の強化、デジタルコンテンツの教育現場での活用を図る。
- 災害発生時の避難、救援等に的確に対応するため、防災関連情報のデータ連携を実現するためのプラットフォームの整備を推進する。

③産業全体のデジタル化とそれを支えるインフラ整備

- 教育コンテンツやカリキュラムの整備、データを用いた事例研究など実践的な学びの場を提供するデジタル人材プラットフォームを構築する。
- 政府・自治体におけるデジタル人材の採用拡大を進める。

④誰一人取り残さないデジタル社会の実現

- 「デジタル活用支援」に重点的に取り組む（高齢者や障害者が、身近な場所で

身近な人から ICT 機器・サービスの利用方法を学ぶ環境づくり)。

- 地方公共団体や教育機関等と連携し、地域のサポート体制を確立することにより、幅広い取組を国民運動として促進する。
- 中小企業等の持続的なデジタル化に必要な支援環境を整備する。
- 政府が市区町村窓口に配備したタブレット端末の用途拡大や運用ルールの改善等について検討・実施する。

参照：第1回デジタル社会推進会議資料「今後のデジタル改革の進め方について」

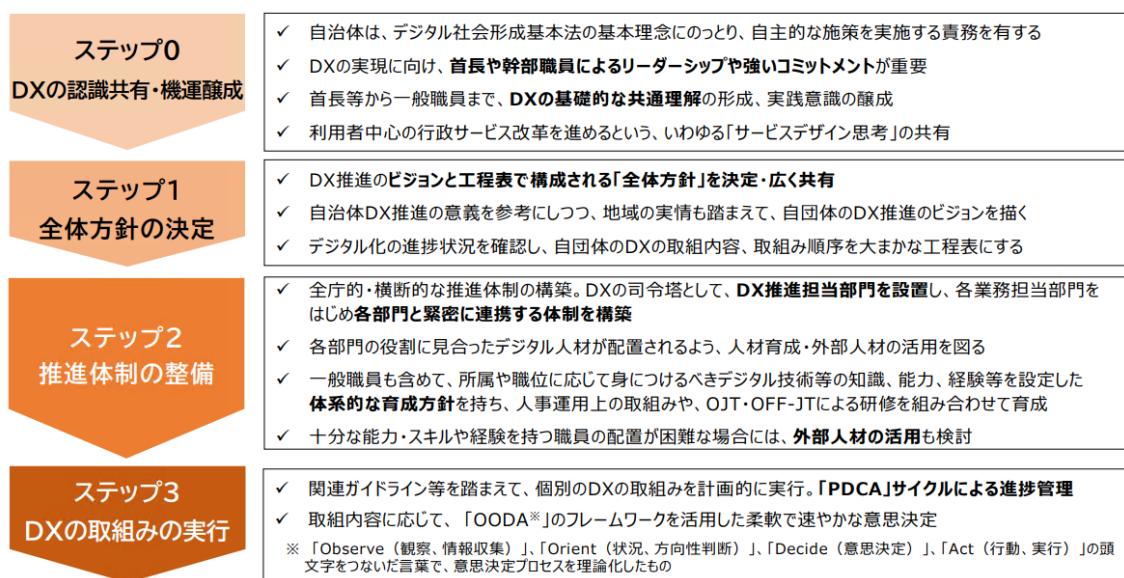
(3) 自治体 DX 推進計画

ア. 自治体 DX 推進計画・全体手順書

総務省は 2020 年（令和 2 年）12 月に「デジタル・ガバメント実行計画」に示された自治体が重点的に取り組むべき事項を具体化するものとして、「自治体 DX 推進計画」を作成し公表している。また、下記 8 つの重点取組事項に「デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化」・「デジタルデバイド対策」・「デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し」を加えた 11 項目について着実に進めるため適宜改定を実施している。

令和 7 年 12 月時点での最新計画は、令和 7 年 12 月 17 日に改定された第 5.0 版。「自治体 DX 全体手順書」については、令和 7 年 3 月 28 日に第 4.0 版を公表している。

自治体 DX の推進ステップ



資料出所：自治体 DX 推進手順書 概要

イ. 取組事項

【自治体 DX の重点取組事項】

- ① 自治体フロントヤードの改革の推進
- ② 地方公共団体情報システムの標準化
- ③ 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進
- ④ 公金収納における eL-QR の活用
- ⑤ マイナンバーカードの取得支援・利用の推進
- ⑥ セキュリティ対策の徹底
- ⑦ 自治体の AI の利用推進
- ⑧ テレワークの推進

【自治体 DX の取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組】

- ① デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
- ② デジタルデバイド対策
- ③ デジタル原則を踏まえた条例等の規制の点検・見直し

ウ. 政策立案におけるデータ活用

(自治体におけるデータ活用 (EBPM) の実施状況)

デジタル技術の浸透により、官民間わず多様かつ膨大な量のデータが、容易に入手できるようになったことに伴い、従来の経験則に加えて、データに基づいた政策検討 (EBPM/Evidence-based policy making) が求められるようになった。

自治体の情報政策における EBPM については、総務省統計局より様々な取組事例が紹介されており、これらの事例を研究しながらそれぞれの状況に合わせて適切に取り入れていくことが必要である。

Data StaRt 地方公共団体のためのデータ利活用支援サイト

令和5年度
統計データ利活用事例集



統計データ利活用センター 独立行政法人 統計センター

統計データ利活用センター
〒640-8203 和歌山県和歌山市東蔵前丁3-17 南和歌和歌山市駅ビル 5階
Tel: 073-425-0205 (代表)
●統計データ利活用センターホームページ <https://www.stat.go.jp/rikatsuyou/>
●地方公共団体のためのデータ利活用支援サイト Data StaRt(データスタート)ホームページ <https://www.stat.go.jp/dstart/>

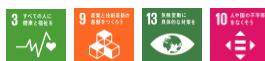
総務省統計局サイト : データスタート
URL : <https://www.stat.go.jp/dstart/>

資料出所 : 地方公共団体のための
データ利活用支援サイト

1-3.自治体 DX 推進計画における 8 つの重点取組

本項において、8 つの重点取組に係る方針並びに検討状況は以下のとおりである。

(1) 自治体フロントヤード改革の推進

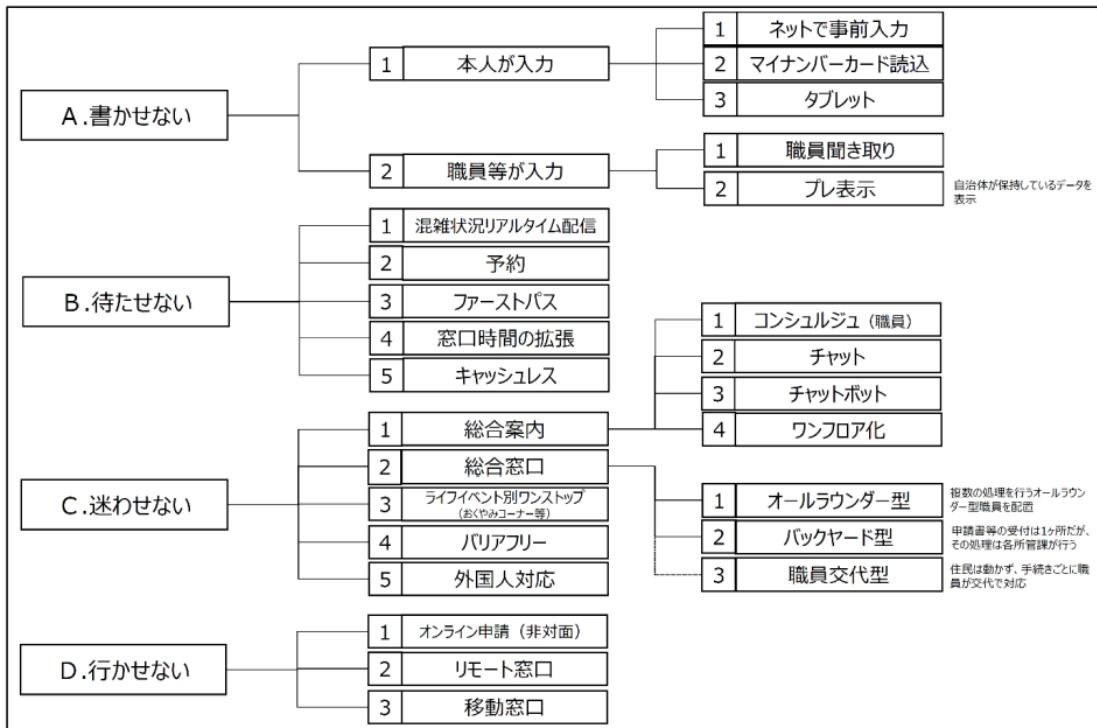


「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（2025 年（令和 7 年）6 月 13 日閣議決定）では、自治体DXについて、定量的効果を把握しつつ、オンライン申請や「書かないワンストップ窓口」を始めとするフロントヤード改革、基幹業務システムの統一・標準化や地方税以外の公金納付へのeL-QRの活用を始めとするパックヤード改革に一体的に取り組むとしている。

フロントヤード改革については、これまで、自治体の創意工夫のもと、地方創生の交付金等も活用しつつ、様々な取組が行われているものの、個別の取組に留まっている。

また、自治体間で取組の進捗に格差が生じていることから、オンライン申請や「書かないワンストップ窓口」をはじめとした地方自治体と住民との接点の多様化・充実化を図るフロントヤード改革の取組の横展開を図り、住民の利便性向上とデータ連携の強化等によるパックヤードも含めた業務効率化を進めている。

本市において、多様な住民ニーズに対応するためには、デジタル手続法の基本原則（①デジタルファースト、②ワンスオンリー、③コネクテッド・ワンストップ）に則り、デジタルツール等を有効に活用し、庁舎などの公共施設のほか、自宅などの身近な場所でも対応ができるよう、住民との接点の多様化・充実化を図る必要がある。また、対面での手続においても紙ではなく、データを活用することで、業務効率化による住民の利便性の向上に繋げることが期待できる。



地方公共団体の創意工夫のもと行われている窓口改革の様々な取組

(出典) 第33次地方制度調査会 第13回専門小委員会 (2023年(令和5年)4月11日)

資料2 (審議項目2関係資料) 抜粋

【本市の現状】

本市においては、次の業務を実施している。

2021年3月 マイナンバーカードを利用した証明書等のコンビニエンスストアでの交付サービスの開始

2021年4月 児童手当・介護保険・母子保健の一部の分野に国が運営するぴったりサービスを利用したオンライン申請サービスを開始

2022年12月電子申請サービスによる住民票の写し等の各種証明書のオンライン申請・手数料のオンライン決済を開始

2025年3月 市民課窓口にマイナンバーカードを活用した申請書作成支援システムを設置

2025年5月 窓口BPRの調査及び証明書に関する総合窓口の導入に向けた関係部署との調整

自治体の行政手続のオンライン化のメリット

区分	オンライン化のメリット
①住民の利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> スマートフォンやタブレット、パソコンを利用することで、自宅やオフィス、遠隔地などの場所を選ばず、夜間、休日など、24時間いつでも手続を行える。 申請、届出等の用紙の入手が不要で、移動時間や待ち時間を削減することができる。 利用者にわかりやすく、デジタル機器に不慣れな方でも容易に操作できるUI（ユーザーインターフェース）・UX（ユーザーエクスペリエンス）により、誰もが簡単に利用できる。 入力チェック機能、オンラインヘルプ機能により入力漏れや誤りといったミスが防止できる。 マイナンバーカードの電子証明書を利用して申請することにより、本人確認用書類などの添付書類が不要となる。また、マイナンバーカード所持者について、電子証明書のスマートフォン（携帯電話端末）への搭載を可能とする法改正がされたところである。 財務省の歳入金電子納付システム等を活用したインターネットバンキングなど、支払い手段が増える。 前年度記載した履歴を翌年度活用することで、書き写しが不要になる。 条件によっては複数の手続をまとめて申請することができる。
②行政運営の簡素化・効率化	<ul style="list-style-type: none"> 住民から受け付けた申請情報（申請データ）と業務システム保持する情報との目視による確認作業（突合）が不要になり、職員の負担軽減につながる。 申請者の個人特定が自動化できるため、本人確認作業の時間削減が図られ、正確性の向上につながる。 住民票や罹災証明書発行をコンビニ等で行うことで窓口の混雑緩和につながる。

（2）地方公共団体情報システムの標準化



地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）では、地方公共団体に標準化基準に適合する基幹業務システム（20業務）の利用を義務づけ、当該システムについてガバメントクラウドを利用するなどを努力義務とし、地方公共団体情報システムの標準化・共通化を推進している。なお、一部の特定移行支援システムを除き、原則として令和7年度末までとしている。

【本市の現状】

本市においては、令和8年1月に標準化への移行が完了。

* 基幹業務（20 業務）

児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金

（3）「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進



国は、急激な人口減少社会に突入している日本において、国や地方の公共サービス提供のトータルコストの低減が重要であるとしている。このためデジタル化に際して必要な基盤の整備やシステムの共通化の促進など、デジタル投資そのものを効率化していくことを目指している。また公共サービスの DX を進めるために、デジタルを前提とした業務改革（BPR）を徹底すること（「タテの改革」）、国及び地方公共団体が共通して利用できるデジタル公共インフラ（DPI）を積極的に取り組み、さらにシステムを所有から利用へと転換する SaaS 利用の拡大を目指している（「ヨコの改革」）。

（4）公金収納における eL-QR の活用



国は、eL-QR を活用した公金収納を可能とするために必要な規定を盛り込んだ「地方自治法の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 65 号）を公布し、その上で、eLTAX や地方公共団体の公金システムの改修等を進め、2026 年（令和 8 年）9 月に eL-QR を活用した公金収納を開始するとしている。

また、「規制改革実施計画」（2024 年（令和 6 年）6 月 21 日閣議決定）等に基づき、公営事業会計に属する公金のうち水道料金及び下水道使用料について、地方公共団体の判断により eLTAX（地方税共同機構が運用している地方税ポータルシステム）を活用した納付を行うことができるよう、必要な取組を行うとしている。なお、eLTAX を活用した公金納付については、住民・事業者の公金納付の煩雑さを生じさせないため、「地方税統一 QR コード（eL-QR）」を使用する方法等、地方税と同様の方法に統一することを基本としている。

特に、次の公金については、全国的に共通の取扱いとして、納付者がどの地方公共団体に対しても eLTAX を活用した納付を行うことを可能とする。

※eLTAX による納付を目指す公金

国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、港湾法上の占用料等、河川法上の流水占用料等など

【本市の現状】

本市においては、税だけでなく保険料などの公金を令和8年度中にeLTAXから支払えるようシステム改修を行う。



(5) マイナンバーカードの取得支援・利用の推進

マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも確実・安全に本人確認・本人認証ができる、デジタル社会の基盤となるものであり、2025年（令和7年）10月末時点のマイナンバーカードの保有枚数は9,947万枚を超え、人口に対する割合は79.9%となっている。本人確認書類としての利用はもとより、健康保険証利用、運転免許証、オンラインでの確定申告、各種証明書のコンビニ交付サービスなど様々な場面で利活用が進むなど住民の利便性の向上につながっており、このような利活用が進むことで各種窓口事務の効率化にも寄与している。

また今後も、マイナンバーカードと各種カードとの一体化や、行政手続のオンライン・デジタル化など利活用シーンは拡大することが見込まれている。

【本市の現状】

本市のマイナンバーカードの利用推進においては、図書館カードなどの独自利用について、石川県のデータ連携基盤の進捗状況や他自治体の動向を把握しながら導入を検討している。



(6) セキュリティ対策の徹底

国は、自治体が、マイナンバー情報をはじめとした住民情報等の多数の機微な情報を保有し、国民生活や地方の経済活動に密接に関係する基礎的なサービスを提供していることに鑑み、自治体におけるサイバーセキュリティの実効性の確保に向けて、必要な支援を実施するとしている。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2025年（令和7年）6月13日閣議決定）では、重点施策として、国・地方の更なる連携強化やコスト効率化、セキュリティ強化、サービスレベルの向上を実現するため、次の取組を着実に進めている。

- (1) 国・地方の適切な役割分担の下、国が主体的に整備するネットワーク基盤の共用化の検討。
- (2) 地方のネットワーク上のシステムへのゼロトラストアーキテクチャの考え方の導入。
- (3) 行政職員がシステムの構築・運用に必要な技術研鑽等が可能な人材育成環境整備に向けた調査・分析・検証等を着実に進める。

【本市の現状】

本市では、国からの通知に基づき 2017 年度（平成 29 年度）に石川県情報セキュリティクラウドへの接続を行った（三層の対策）。

これにより、個人情報を取り扱う基幹系ネットワーク、内部情報系ネットワーク（LGWAN 接続系）、インターネット系ネットワークがそれぞれ分離され、高度な情報セキュリティ対策が施されている。

なお、石川県情報セキュリティクラウドについては、令和 4 年度に第二期へ移行を実施し、本市も参加しているところである。また、昨今のセキュリティインシデントに対応するために令和 5 年度末に本市の情報セキュリティ強靭化対策機器の更新を実施した。本市のセキュリティ対策は、国のガイドライン（自治体セキュリティクラウド）に準拠しており、これまで重大なセキュリティ事故は発生していない。

（7）自治体の AI の利用推進



自治体において AI・RPA のいずれも導入している団体は、631 団体であり、人口規模の大きな団体のみならず、規模の小さな団体においても導入が進んでいる。なお、それぞれの導入割合は下記の通りとなっている。

○導入割合

		2021 年度 (令和 3 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)
AI	都道府県	100%	100%
	指定都市	100%	100%
	その他市町村	35%	58%
RPA	都道府県	91%	96%
	指定都市	95%	100%
	その他市町村	29%	43%

以上より、従来進めてきた AI 及び RPA の導入については、自治体における業務効率化の観点から一定の成果を上げており、当初の目標を達成されたことを踏まえ、国は、「自治体における AI 活用・導入ガイドブック」及び「自治体向けの生成 AI システム利用ガイドライン」を適切に更新し、自治体職員による AI の適正な利用に当たってのガバナンスを確保しながら AI の導入・活用を推進するとしている。さらに、こうした最先端の技術の導入について、データの集積による機能の向上や導入費用の負担軽減の観点から、複数団体による共同利用を推奨しており、都道府県は、AI を含めたデジタル技術の市区町村のニーズを踏まえ、共同利用を支援するとしている。

また、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（AI 法）」（令和 7 年法律第 53 号）では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、人工知能関連技術の研

究開発及び活用の推進に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定めている。

【本市の現状】

本市では、2020年度（令和2年度）よりAI（AI-OCR）とRPAを導入し、PCでの定型業務の自動化を行っている。

導入に当たっては、各所属に対する対象業務の洗い出しを継続的に行い、RPAに係るシナリオはデジタル課で作成している。なお、難易度の高いものについては業者に作成を委託している。

また、AI-OCRや議事録の自動文字起こしツールを業務効率化に活用するとともに、最先端技術である生成AIの効果的な活用についても試行を進めている。

（8）テレワークの推進



「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2025年（令和7年）6月13日閣議決定）において、テレワーク導入率も首都圏一極集中となっており、ICTの利活用の格差や働きやすさ・働く機会の格差につながるため是正が課題となっている。相談支援や周知啓発等により導入が遅れている地方へのテレワークの普及を図ることで、地方における労働力を引き出し、地域への人材の定着や地域活性化、地方創生2.0の実現に貢献する。

セキュリティ対策の考え方や対策例を示した「テレワークセキュリティガイドライン」等を必要に応じて策定・更新するとともに、周知啓発等を実施する。国家公務員については、柔軟な働き方の実現や人材の獲得等の観点から、引き続きテレワークの定着を図るとしている。

テレワークは、ICTを活用して時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方を実現できる「働き方改革」の切り札でもある。また、生産年齢人口が減少し、地方公務員のなり手不足が指摘される中、外部専門人材を含む多様で優秀な人材を確保するとともに、時間的制約の有無にかかわらず全ての職員が意欲と能力を最大限発揮して活躍できる環境を整備する観点からも有用である。また、ICTの活用により業務の効率化が図られることで行政サービスの向上にも効果が期待される。さらに、重大な感染症や災害発生時における行政機能の維持といったBCP（業務継続計画）の観点からも有用な手段である。

なお、自治体におけるテレワークの導入状況は、総務省の調査14F13Fによれば、2024年（令和6年）10月1日現在で、都道府県・政令市では100%、市区町村では61.4%となっており、前年（60.1%）から導入自治体数は微増しているものの、令和4年以降は概ね横ばいとなっている（別紙1も参照）。未導入の理由として「多くの職員がテレワークになじまない窓口業務や現場業務に従事している」、「テレワーク導入のために

コストがかかる」との回答が多い。一方で、「市町村におけるテレワーク導入事例集」(2023年(令和5年)4月)で取りまとめたとおり、テレワークの導入・活用に関する困難な課題に直面しながらも、創意工夫を重ねてテレワークを推進している自治体も見られる。

国は、本計画に基づく自治体フロントヤード改革や地方公共団体の情報システムの標準化、共通化の推進過程も捉えた上で、人事評価などのマネジメントや人材育成、公務の特性を踏まえた勤務管理等の在り方、職員間の適切なコミュニケーションの促進、職員の健康管理等にも留意しつつ、引き続き、デジタル化時代の業務運営に対応する自治体のテレワークを推進していく必要があるとしている。

【本市の現状】

2020年度(令和2年度)にテレワークが利用できるネットワーク機器(閉域SIM・端末3台)を導入し、東京事務所等で利用している。

また、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が提供するテレワークシステム(VPNで自席端末にアクセスし、画面転送する仕組み)も併せて活用している。

新型コロナウイルス感染症が急速に拡大した令和2年度では、時差出勤、会議室や公共施設をサテライトオフィスとして活用することで、感染防止対策に努めた。一方で、庁内における無線LANの整備により、執務室でのフリーアドレスが可能となったことから、資料のペーパーレス化が加速し、テレワーク導入に向けた業務改善の進展が期待される。

1-4. デジタル社会の実現に向けた取組

(1) デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化



国は、2025年(令和7年)6月に「地方創生2.0基本構想」を閣議決定し、「地方創生2.0」を単なる地域活性化策ではなく、我が国の活力を取り戻す経済政策、多様な幸せを実現するための社会政策、そして地域が持つ本来の価値や楽しさを再発見する営みとし位置付けている。また、当面避けることのできない人口減少など我が国が直面する現実から目をそらすことなく、そのを目指す姿である、「強く」、「豊か」で「新しい・楽しい」地方・日本の実現に向けて取り組んでいくとしている。

地方創生2.0の基本構想の5本柱

- ① 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生
- ② 積ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～
- ③ 人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～
- ④ 新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用
- ⑤ 広域リージョン連携

特に「④新時代のインフラ整備とA I・デジタルなどの新技術の徹底活用」については、次のように示されている。

G X・D Xは、産業構造や立地動向の変容をもたらすとともに、地域の生活環境を改善するポテンシャルを秘めた新しい技術を生み出すことから、G X・D Xが進展する新時代に、地域経済や地域社会を円滑に適応させていくことが重要である。

このため、生活環境や地方経済を支える従来の基盤整備に加え、G X・D Xによって創出・成長する新たな産業の集積に向け、ワット・ビット連携などによるインフラ整備等を進め、面的に展開していく。また、最先端の技術を用いて誰もが豊かに暮らせる社会（Society5.0）の実現に向け、A I・ドローンを始めとした様々なデジタル・新技術を徹底的に活用し、地方創生の推進を図っていく。

【本市の現状】

本市では、令和7年3月に策定した「白山市デジタル田園都市構想総合戦略」の「基本的な考え方」において、デジタル基盤の整備、デジタル人材の育成・確保などの国が示す施策の方向性を反映している。

(2) デジタルデバイド対策



「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2025年（令和7年）6月13日閣議決定）では、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」、具体的には、場所や時間を問わず、国民一人ひとりのニーズやライフスタイルにあったサービスが受けられることができる。

また、自然災害や感染症等の事態に対応できる強靭な社会を掲げており、このような社会を目指すことは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることにつながるとしている。

【本市の現状】

本市では、総務省のデジタル活用支援推進事業を活用し、同事業に採択された通信事業者による高齢者向けスマートフォン講習会を令和5年度から開催している。講座の内容としては、スマートフォンの基本操作からメール・LINEの使い方、防災マップ活用法などを実施している。

(3) デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し



国は、デジタル改革、規制改革、行政改革といった構造改革に係る横断的課題の一体的な検討や実行を強力に推進するため、構造改革に通底する5つの原則（①デジタル完結・自動化原則、②アジャイルガバナンス原則、③官民連携原則、④相互運用性確保原則、⑤共通基盤利用原則）からなる「構造改革のためのデジタル原則」を共通の指針と

して2021年（令和3年）12月に策定し、このデジタル原則に沿って、4万以上の法令等を対象にアナログ規制を横断的に見直し、2024年（令和6年）6月までの2年間で規制・制度のデジタル原則への適合の実現を目指すこととした。

（構造改革のためのデジタル原則の全体像）

第7層 新たな価値の創出		改革を通じて実現すべき価値 (デジタル社会を形成するための基本原則：①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靭 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献)
アーキテクチャ		
		構造改革のためのデジタル原則
第6層 業務改革・BPR／組織	原則① デジタル完結・自動化原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
第5層 ルール	原則② アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
第4層 利活用環境	原則③ 官民連携原則 (GtoBtoCモデル)	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
第3層 連携基盤	原則④ 相互運用性確保原則	官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
第2層 データ	原則⑤ 共通基盤利用原則	ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。
第1層 インフラ		

資料出所：自治体DX推進計画【第5.0版】

代表的なアナログ規制として、目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制の7項目の規制及びフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制を取り上げ、現場のデジタル化を阻害する規制・制度の見直しを進めることで、デジタル技術の活用による現場の人手不足の解消や生産性の向上、新たな産業の創出による経済成長への寄与、日本社会のデジタルトランスフォーメーションの進展が期待されるとしている。

【本市の現状】

デジタル庁からは、点検・見直しの取り組み調査が実施されており、市町村における実施済又は実施中の団体は2025年5月時点で4割程度である。本市においては、既存の条例・規則・要綱等について点検・見直しの早期実施に向けて着手したところである。

第3章. 本市のDX化の課題

1. 8つの重点取組における課題

(1) 自治体フロントヤード改革の推進



本市では、国が運営するぴったりサービスと民間事業者が提供する電子申請サービスの2つを併用している。市民の利用のしやすさの観点から、各種手続の棲み分け、移行、統合等が課題である。

また、これまで国が運営するぴったりサービスでは、基幹系システムとの連携ができない仕組みとなっており、申請者側はオンライン化されている一方で、本市における申請内容の受信は手作業で行っていたが、自治体システムの標準化・共通化により連携できる仕組みが令和7年度末までに実装される。

本市におけるオンライン申請（国が運営するぴったりサービス）

1. 介護保険関連

- ・介護保険負担割合証の再交付申請
- ・被保険者証の再交付申請
- ・要介護・要支援認定の申請
- ・要介護・要支援更新認定の申請
- ・要介護・要支援状態区分変更認定の申請
- ・居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
- ・高額介護（予防）サービス費の支給申請
- ・介護保険負担限度額認定申請
- ・居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
- ・居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請（住宅改修前）
- ・住所移転後の要介護・要支援認定申請

2. 児童手当関連

- ・児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
- ・児童手当等の現況届
- ・受給事由消滅の届出
- ・氏名変更／住所変更等の届出
- ・未支払の児童手当等の請求
- ・児童手当等に係る寄附の申出
- ・児童手当等に係る寄附変更等の申出
- ・児童手当等の額の改定の請求及び届出
- ・受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
- ・受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出

3. 児童扶養手当

- ・児童扶養手当の現況届

4. 障がい者福祉関連

- ・障害児福祉手当（福祉手当）所得状況届

- ・特別障害者手当所得状況届
5. 市税
- ・個人住民税の申告
6. 母子保健
- ・妊娠の届出
7. 保育関連
- ・支給認定の申請
 - ・教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込
 - ・保育施設等の利用に係る現況届
8. 水道に関する手続
- ・使用開始
 - ・使用者変更
 - ・使用中止
9. 罷災証明書の申請
10. 不在者投票の投票用紙等の請求
11. 引越し手続オンラインサービス（マイナポータルより利用）



(2) 地方公共団体情報システムの標準化

本市における導入システムは次頁のとおりである。

令和8年度以降は、ガバメントクラウドに移行したシステムについて、資源使用量の適切なモニタリングを実施し、使用料の軽減に努めながら、信頼性や安全性をはじめとする各種要件を満たし、安定稼働を継続していくことが課題である。

導入システム一覧

項目番号	大分類	小分類	システム名
1	基幹系システム	1	住民情報システム
		2	戸籍システム
		3	医療費助成システム
		4	健康管理システム
		5	包括支援システム
		6	生活保護システム
		7	確定申告支援システム
		8	課税原票管理システム
		9	家屋評価システム
		10	児童扶養手当システム
		11	障害者自立支援システム
		12	介護一次認定支援システム
		13	ユーザー用ファイルサーバー
2	LGWAN 系システム	1	グループウェアシステム
		2	財務会計システム
		3	人事給与システム

項目番	大分類	小分類	システム名
		4	庶務管理システム
		5	文書管理システム
		6	ホームページ作成支援システム
		7	ユーザー用ファイルサーバー
		8	インターネットセキュリティ
3	インターネット	1	ホームページ作成支援システム
4	共通	1	資産管理
		2	情報セキュリティ対策
		3	不正接続端末防止

(3) 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に

基づく共通化等の推進

国は、人口減少社会対応と公共サービス提供のトータルコスト最小化のため、共通 SaaS 利用を基本形とし、システムの所有から利用への転換を基本方針としており、標準化は共通 SaaS 利用に向けた前提整備と位置付けている。

本市は令和 7 年度に標準化の対象である 20 業務については、一部を除き標準化移行を完了している。今後は、国の方針に基づき他の業務においても、システム更改時等に共通 SaaS や共同利用を利活用し、利便性の向上やコスト削減をすることで、全体最適化を図ることが課題である。

(4) 公金収納における eL-QR の活用



本市では 2010 年（平成 22 年）に eLTAX への対応を完了し、従来の紙による確定申告等の手続が、インターネット環境下でのパソコン等を利用することで、自宅やオフィスなどから申告することができるようになっている。

デジタルデバイド対策としてキャッシュレス決済に抵抗を感じる高齢者など、市民への理解促進と普及啓発を図ることが課題となる。

eLTAX で利用可能な手続

個人市・県民税	1. 給与支払報告書
	2. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書
	3. 特別徴収への変更届出書
	4. 特別徴収義務者の住所・名称・電話等変更届出書
法人市民税	1. 法人市民税申告書（確定・中間・予定・修正等）
	2. 法人等の設立（支店等の設置）・異動変更申告書
固定資産税	1. 償却資産申告書（全資産・増加資産・減少資産）

eL-QR で支払い可能な市税

市 税

1. 固定資産税・都市計画税
2. 軽自動車税

また、公金収納については、2026年（令和8年）9月までに財務会計システムの改修を実施することで、eL-QRを活用した市税等の収納方法の選択肢が増えることから、市民への利用拡大につなげる方法が課題である。

（5）マイナンバーカードの取得支援・利用の促進



本市におけるマイナンバーカードの普及率（人口に対する保有率）は、臨時の交付窓口の設置や企業向けの出張受付、広報誌等による市民への普及啓発の実施により、2025年（令和7年）10月末時点で「84.0%」であり、全国平均を上回っている。令和6年12月に健康保険証がマイナンバーカードに一体化され、令和7年3月から運転免許証についてもマイナンバーカードで一体化できるようになったことから、今後も微増傾向になると予測される。

マイナンバーカードの普及状況

区分	人口 (R 7.1.1 時点)	保有枚数 (R 7.10.31 時点)	人口に対する保有枚数率
全国	124,330,690	99,477,291	79.9%
石川県	1,098,121	906,770	82.6%
白山市	112,524	94,517	84.0%

資料出所：総務省公表データより作成（全国：国外利用分含む 石川県・白山市：国外利用分除く）

本市のマイナンバーカードの普及率は、全国平均と比べてやや高い結果となっている。マイナンバーカードは、今後の社会全体のデジタル化を支える基盤であり、健康保険証や免許証の機能の搭載、公金受取口座との紐づけなど、国の示す方針・利便性の拡大を踏まえ、ますます行政手続のオンライン化が加速することが見込まれる。

そのことから、全市民への普及に全力を挙げて取り組むとともに、更新時期を迎える所有者が今後増加していくことから、スムーズに更新や交付が行える窓口の運用方法が課題である。

（6）セキュリティ対策の徹底



近年、国が運営するぴったりサービスや電子申請システムによる本市の行政手続のオ

ンライン化など、インターネット系での情報のやりとりが増加しており、基幹系・内部情報系との間が分離された「三層の対策」の仕組みでは、業務上非効率となる場合がある。

また、基幹系ネットワーク、内部情報系ネットワーク（LGWAN 接続系）、インターネット系ネットワークのそれぞれのネットワークで、PC を設置する必要がありコスト面で財源の確保が課題となっている。

なお、国では、自治体においても GSS（ガバメントソリューションサービス）を参考に、ゼロトラストアーキテクチャの考え方を導入することで、セキュリティを確保しながら、一人一台の PC で、効率的に業務ができるようになるとしており、次期更新時にセキュリティを確保しながら効率的に業務ができるネットワーク環境を構築することが課題である。

（7）自治体 AI の利用推進



導入から数年が経過し、これまでの利用実績から AI-OCR・RPA の活用は、1 件あたりの処理件数が一定以上の定型業務で、高い業務効率化の効果が得られることが確認された。一方で 1 件あたりの処理件数が少ない定型業務では、手作業で処理した方が早い場合がある。

以上により、業務効率化に向けた取り組みを拡大していくためには、効果が見込める定型業務を的確に見極め、AI-OCR・RPA を効果的に活用していくことが課題である。

生成 AI については、文章の要約、定型メールの作成、企画のアイデア出し、会議録の文字起こし等、様々な用途で活用されている。

また、AI で生成された文章については、事実と異なる情報や古い情報が含まれるケースがあるため、正確性の確認が必須であり、生成 AI の活用には、職員全体の AI リテラシーの向上を確保することが課題である。

（8）テレワークの推進



全国的に広がりを見せたテレワークであるが、新型コロナウイルス感染症が収束してからは、通常勤務体制に戻っており、本市のテレワークについては、窓口対応業務を始め、一定の業務がテレワークに適さない等の理由から制度として設定されていない。

今後は、オンラインによる行政手続が発展し、フロントヤード改革としての【行かない窓口】が浸透し、併せてペーパーレス化が進むことで、市の業務でもテレワークが有効になるような改善を行うことが課題である。

2. DX 推進における課題・検証

(1) 推進体制の整備



府内横断的な検討組織について、「白山市 DX 推進会議」を設置し、組織横断的に本市の DX を推進できる体制とし、DX 推進員を各所属に 1 名配置する体制を構築している。

全職員に既存の価値観・業務のやり方にとらわれない意識改革、業務改善を推進し、業務の効率化を図れるよう、トップダウン・ボトムアップを併用した仕事の進め方に変革していくことを目指しているが、職員の意識改革に時間を要するとともに財政面から DX 化の進捗に遅れが生じていることが課題となっており、組織内での情報共有と DX 推進員の役割の明確化など、引き続き推進体制を強化する必要がある。

また、計画の進捗管理において、職員による検証を行っているが、今後は効果を検証するとともに、地域社会のデジタル化を進めるため、専門家を含めた外部委員による進捗評価も必要である。

(2) デジタル人材の育成・確保



白山市 DX 推進会議設置要綱に基づき CIO・CIO 補佐官等を設置し、全庁で取組体制を構築するとともに、外部人材の登用として、内閣府の地方創生人材支援制度、総務省の地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）を活用し、令和 2 年度から令和 5 年度まで管理職に登用、令和 6 年度には DX アドバイザーを設置したが、企業側の事情や市側の活用方法等での課題により外部人材の登用は終了している。

情報担当部門（デジタル課職員）のスキル向上は、OJT（On the Job Training）により対応しており、国や県の研修は必要に応じて参加している。

また、他の職員については、役職に応じた DX 人材研修を随時実施し、DX スキルの底上げを図ることを目的とした IT パスポートの取得を奨励している。

しかし、職員全体のスキル向上には時間を要することから、継続的な研修によるスキルアップと意識の向上が必要である。

第4章 白山市におけるDX推進の方向性

1. 白山市 DX 推進の理念と方向性

前章までに整理した技術・政策の動向並びに本市の現状・課題を踏まえて下記の理念と方向性においてDXを進めていくこととする。

■基本理念：DXにより誰もが便利で快適に暮らせる白山市

■DX推進の方向性

重点取組事項

- ・自治体フロントヤード改革の推進
- ・地方公共団体情報システムの標準化
- ・「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進
- ・公金収納におけるeL-QRの活用
- ・マイナンバーカードの取得支援・利用の推進
- ・セキュリティ対策の徹底
- ・自治体のAIの利用推進
- ・テレワークの推進

地域社会のデジタル化

- ・デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
- ・デジタルデバイド対策
- ・デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し

DX推進体制の構築

- ・推進体制の整備
- ・デジタル人材の確保・育成

白山市 DX 体系図



2. 重点取組事項の着実な実行

2-1.自治体フロントヤード改革の推進



自治体システムの標準化・共通化を見据えて、国が運営するぴったりサービス、白山市電子申請サービスで利用できる対象業務を継続して順次拡大していく。

令和8年3月時点で白山市電子申請サービスで利用できる手続

区分	手続
証明書関係	・住民票の写しの交付申請
	・戸籍・附票・身分証明書等の交付申請
	・記載事項証明書の交付申請
	・所得課税証明書（市民税・県民税）交付申請

区分	手続
	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録証書の交付申請 ・納税証明書交付申請 ・固定資産評価証明書交付申請 ・固定資産公課（資産）証明書交付申請 ・固定資産無資産証明書交付申請 ・固定資産課税台帳（名寄帳）の写し交付申請 ・罹災証明書交付申請
子育て	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談予約受付 ・入学支援金及び就学援助費（新入学児童生徒学用品費）交付申請
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修・講演会の参加申込 ・各種アンケート調査 ・固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届 ・まちかど市民講座の申込 ・職員採用試験申込 ・白山登山指定宿泊施設利用助成券交付申請 ・空き家バンク利用登録申込 ・高齢者入浴事業利用券交付申請書

参考：国が運営するぴったりサービスにおいてプリセットされている手続

※本市では一部の手続のみ利用可

区分	手続
介護（11手続）	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護・要支援認定の申請 ・要介護・要支援認定の更新申請 ・要介護・要支援認定の状態区分変更認定の申請 ・居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出 ・介護保険負担割合証の再交付申請 ・被保険者証の再交付申請 ・高額介護（予防）サービス費の支給申請 ・介護保険負担限度額認定申請 ・居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請 ・居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請 ・住所移転後の要介護・要支援認定申請
子育て（15手続）	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求 ・児童手当等の額の改定の請求及び届出 ・氏名変更／住所変更等の届出 ・受給事由消滅の届出 ・未支払の児童手当等の請求 ・児童手当等に係る寄附の申出 ・児童手当に係る寄附変更等の申出 ・受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出 ・受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出 ・児童手当等の現況届 ・支給認定の申請 ・保育施設等の利用申込

区分	手続
	<ul style="list-style-type: none"> ・保育施設等の現況届 ・児童扶養手当の現況届の事前送信 ・妊娠の届出
被災者支援（1手続）	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書の発行申請
その他（8手続）	<ul style="list-style-type: none"> ・道路占用許可申請等 ・粗大ごみ収集の申込 ・犬の登録申請、死亡届 ・職員採用試験申込 ・消防法令における申請・届出等 ・特別児童扶養手当所得状況届 ・障害児福祉手当（福祉手当）所得状況届 ・特別障害者手当所得状況届

また、住民の利便性の向上、行政運営の簡素化・効率化の観点から、上記以外の申請等手続についても、庁内アンケート調査において、各所属から意見のあった次頁の手続を含めて、引き続きオンライン化の可能性・優先度等の検討を行うほか、情報システムの標準化・共通化により移行した「ガバメントクラウド」を活用し、受信処理を基幹系システムと連携させ、フロントエンド（申請受付）からバックエンド（業務システム）までオンライン化・デジタル処理を実現し、業務効率の向上に向けた取り組みを推進する。

【目標指標】

指標	単位	策定時		目標値	
電子申請の手続き業務数	件(累計)	R7	72	R12	100 以上
コンビニ交付の利用率	%/年	R7	30	R12	50 以上
電子契約の導入	導入年	R7	—	R12	R12 までに
公共施設のオンライン予約の導入施設数	箇所(累計)	R7	—	R12	30
総合窓口設置数 ※申請手続き、証明書等	件(累計)	R7	1	R12	2

2-2.地方公共団体情報システムの標準化



地方公共団体情報システムの標準化は、行政システムの運用経費削減と効率化を目指すものである。一方で、ガバメントクラウドへの移行に伴うランニングコストの増大も懸念される。このため、移行後はガバメントクラウドの継続的な運用の最適化を図り、利用料の削減を目指す。

【目標指標】

指標	単位	策定時		目標値	
標準システム移行完了業務数	件(累計)	R7	20	R12	国基準
ガバメントクラウド利用料の最適化率	%(累計)	R7	—	R12	30 減

2-3. 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に

に基づく共通化等の推進



少子高齢化時代に伴う様々な資源の減少が危惧され、また地域課題が多様化する中で、行政には継続的な業務改善（BPR）と行政システムの効率化により、地域課題解決などのコア業務に資源を投資することがより重要となっていく。

この実現のため、各システムの移行時には、共同利用や SaaS の利活用を積極的に推進し、資源やコストの最適化を継続的に図り、投資資源の確保を実施する。

【目標指標】

指標	単位	策定時		目標値	
共同利用の導入件数	件(累計)	R7	—	R12	5
SaaS 等導入による費用削減率	%(累計)	R7	—	R12	30 減

2-4. 公金収納における eL-QR の活用



eLTAX は、インターネットを利用して地方税に係る手続を電子的に行うシステムであり、令和 5 年 4 月から地方税の納付について「地方税統一 QR コード(eL-QR)」を用いた仕組みが導入され、eLTAX 操作による電子納付、スマートフォン操作による電子納付、金融機関窓口における納付受付後の事務処理などに活用されている。

従来は、金融機関やコンビニエンスストア等の営業時間でしか納付ができなかつたものが、24 時間 365 日納付が可能となり、住民の利便性の向上につながっているほか、各種窓口事務の効率化にも寄与しているところである。

2026 年（令和 8 年）9 月から eL-QR を活用した公金収納を開始する。さらに対象となる公金の拡大を図る。

【目標指標】

指標	単位	策定期		目標値	
公金収納の導入数	件(累計)	R7	—	R12	5
電子決済比率	%/年	R7	4	R12	20 以上

2-5.マイナンバーカードの取得支援・利用の推進

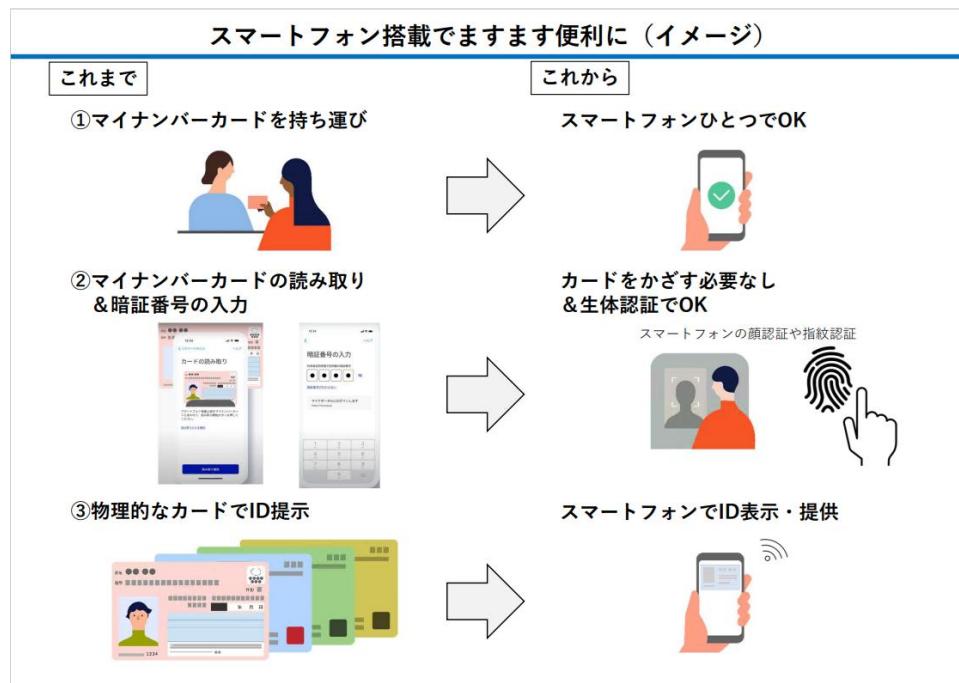


マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも確実・安全に本人確認・本人認証ができ、デジタル社会の基盤となるものである。

現在では、本人確認書類としての利用はもとより、健康保険証や運転免許証の利用、オンラインでの確定申告、各種証明書のコンビニ交付サービスなど様々な場面で利活用する機会が増加し住民の利便性の向上につながっているほか、このような利活用が進むことで各種窓口事務の効率化にも寄与しているところである。

また、スマートフォンに属性証明機能が搭載されたことにより、マイナンバーカードを提示しなくとも、スマートフォンで本人確認ができるようになった。

本市のマイナンバーカードの交付率は、2025年（令和7年）5月末時点で「82.9%」であり、今後ますます利活用の機会が増すマイナンバーカードを、全市民へ普及できるよう積極的に取り組む。



資料出所：デジタル庁 HP より

【目標指標】

指標	単位	策定期		目標値	
書かない窓口の手続数	件(累計)	R7	14	R12	30
行政手続きの活用数	件(累計)	R7	2	R12	5

2-6.セキュリティ対策の徹底



近年、サイバー攻撃は増加・高度化しており、自治体においても情報セキュリティ対策がこれまで以上に重要視されている。

2024年（令和6年）に改正された地方自治法においても、自治体においてサイバーセキュリティの確保の方針の策定が義務付けられた。

本市では、情報セキュリティポリシーを策定しているが、サイバーセキュリティを確保するための方針の策定等に関する総務大臣指針に沿って、適宜見直しを図り、国・地方の更なる連携強化やコスト効率化、セキュリティ強化、サービスレベルの向上を実現する。

地方自治法【一部抜粋】

(情報システムの利用に係る基本原則)

第244条の5

2 普通地方公共団体は、その事務の処理に係る情報システムの利用に当たって、サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。次条第一項において同じ。)の確保、個人情報の保護その他の当該情報システムの適正な利用を図るために必要な措置を講じなければならない。

【目標指標】

指標	単位	策定期		目標値	
セキュリティ研修への参加人数	人/年	R7	4	R12	4
セキュリティインシデント発生件数	件/年	R7	0	R12	0

※セキュリティ研修への参加はデジタル課職員

2-7.自治体のAIの利用推進



国が作成する「自治体におけるAI活用・導入ガイドブック」及び「自治体におけるRPA導入ガイドブック」を参考に、AI・RPAの活用をより一層進め、業務の効率化を図る。

現在の適用業務における検証並びに現状の業務プロセスの見直しを実施し、AI・RPAを活用できるよう業務改善を推進する。

なお、生成AIなどの最先端技術を業務で利用する場合には、情報セキュリティ等のリスクへの対応に万全を期し、行政サービスの信頼性の確保に留意した上で、業務の効率化、人員配置の最適化と創造性の向上のために有用な分野において、適切な活用の手法を検討する。

また、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（AI法）」（令和7年法律第53号）の基本理念に基づき、本市の区域の特性を生かした自主的な施策の策定を検討する。

AI・RPAの活用業務の考え方

AIを導入する分野・業務の検討方針	(1)地域課題・業務課題の検討 ・職員が日々の業務において課題と感じている事項の洗い出し ・課題事項の詳細分析（問題点の網羅的・具体的な検討） (2)課題解決策としてAI（生成AIを含む）導入の可能性の検討 ・AI導入が有効かどうかの事前検討・情報収集 ・AIの「識別」「予測」「実行」「最適化」の4機能から適用可能性を検討 (3)府内検討体制の構築 ・中心となる組織・府内の連携体制の検討 (4)AIを導入する分野・業務の具体化 ・課題に対する業務フロー図の作成等から適用パートを具体化 ・業務の見直しについての検討
RPA活用業務選定の判断基準の方針	・典型的な活用パターンに適合する業務 ・定型的で複雑な判断を要しない業務 ・大量の処理を繰り返し行う業務 ・業務時間数が多い業務 ・即時対応が求められず、まとめて行える業務 ・入口（起点となるインプット情報）が電子化されている、または電子化することができる業務 ・処理対象が安定しており変化が少ない業務 ・業務システムやRPA製品の事業者からシナリオの雛型などが提供されている業務

【目標指標】

指標	単位	策定時		目標値	
生成 AI の利用率（職員）	%/年	R7	—	R12	50 以上
AI・RPA の活用業務数	件(累計)	R6	31	R12	50 以上
業務削減時間	時間/年	R7	1,200	R12	2,000 以上

2-8. テレワークの推進



本市でのテレワークの導入については、地方公共団体情報システム機構が構築した仕組みを利用したシステム環境は整備されているが、窓口対応業務を始め市の一定の業務がテレワークに合わない等の理由から制度化に至っていない。

今後、オンラインによる行政手続が発展し、フロントヤード改革としての【行かない窓口】が浸透し、併せてペーパーレス化が進むことで、市の業務でもテレワークが可能になると予測されることから、状況に応じて制度を構築する。

なお、各所属の業務の特性（テレワーク適合の可否）を考慮し職員間で不公平感が生じないよう留意する。

【目標指標】

指標	単位	策定時		目標値	
テレワークシステムの利用率	%/年	R7	15	R12	30 以上

3. 地域社会のデジタル化

3-1. デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化



自治体 DX 推進計画では、前項までの重点取組に加えて、地域の特性・課題に応じた地域社会のデジタル化の推進が求められている。

本市においては、市民協働のまちづくりを推進しており、地域コミュニティにおいて多様化する地域課題の解決にデジタル技術の活用が有効な手段であると考えている。

例えば、近年は少子高齢化により町内会の担い手が不足し、地域活動に必要な連絡や広報誌などの配布業務の維持が課題となっており、その解決方法の一つとして電子回覧板などのデジタル技術の活用を検討する。なお、その導入に際しては、市民や町内会のニーズ調査を実施し、地域社会のデジタル化を適切に推進する。

また、地域社会のデジタル化の推進においては、それを担うデジタル人材の育成・確保が不可欠であるが、近年の急速な社会のデジタル化により、その確保は自治体のみならず民間企業においても困難となっている。このため、多様なライフスタイルや時間の

制約を持つ市民に対し、デジタルスキル習得の機会を提供し、地域活動の支援や新たな地域経済活動への参画を促すことで、デジタル人材の裾野を広げ、合わせて人口流出対策につなげることが重要である。

さらに、本市では、国が定める自治体標準オープンデータセットに準拠したオープンデータの充実や API 連携を図るとともに、これらと民間アイディアを活用し、産学官民協働による地域課題の解決を推進する。

地域社会のデジタル化の加速に向けて、各分野における本市が抱えるこれらの課題を踏まえ、下記 5 つの区分における各取組の導入・検討を進める。

◇白山市における地域社会のデジタル化の加速の 5 つの区分

- 【区分 1】地域の DX 環境の構築（無線 LAN・防災防犯カメラ・IoT の活用）
- 【区分 2】地域産業の DX 推進（産業の DX 化支援（鳥獣害対策、キャッシュレス等））
- 【区分 3】安心・快適な暮らしのための DX（見守り・交通対策・住民向け情報発信の充実）
- 【区分 4】行政業務の DX 推進（文書管理、地図情報、ペーパーレス化の推進）
- 【区分 5】オープンデータと民間アイディア活用の推進（産学官民協働による地域課題の解決）

地域社会のデジタル化の施策体系

白山市における地域社会のデジタル化の加速	5 つの区分	施策例
白山市における地域社会のデジタル化の加速	地域の DX 環境の構築	公衆無線 LAN の整備
		防災・防犯カメラの設置
		災害危険箇所等へのセンサー・IoT 整備
	地域産業の DX 推進	地域事業者の DX 化支援
		鳥獣害対策・スマート農業支援
		キャッシュレス化の推進
	安心・快適な暮らしのための DX	高齢者・障害者・子どもの見守り
		交通弱者対策（デマンド交通・自動運転・バスロケーションシステムによる買い物支援等）
		住民向け情報発信の充実
	行政業務の DX 推進	文書管理・決裁事務のデジタル化
		メール・庁内情報共有ツールの高機能化
		地図情報の更なる活用（統合型 GIS、公開型 GIS）
		会議録作成システムによる事務の効率化
		ペーパーレス化の推進
	オープンデータと民間アイディア活用の推進	産学官民協働による地域課題の解決

【目標指標】

指標	単位	策定時		目標値	
電子回覧板の導入地区数	地区(累計)	R7	2	R12	28
キャッシュレス導入施設数	箇所(累計)	R7	16	R12	30 以上
統合型 GIS の公開レイヤー数	枚(累計)	R7	○	R12	○以上
公衆無線 LAN の設置個所数	箇所(累計)	R7	65	R12	100 以上
アンケート調査のWEB回答導入率	%/年	R7	—	R12	100
LINE 登録者数	人(累計)	R7	34,000	R12	45,000
オープンデータ	件(累計)	R7	23	R12	31 以上

今年度構築中のため年度末までに
数値を確定させる

3-2. デジタルデバイド対策



マイナンバーカードの普及率の向上、マイナンバーカードのスマートフォンへの搭載、電子申請の対象業務の拡大等により、スマートフォンを行政手続において利活用する機会がますます多くなることから、誰もがスマートフォンを活用できる社会を目指す必要がある。

本市では、令和7年度までは、国が主催するデジタル活用支援推進事業を活用し、民間事業者による高齢者向けスマートフォン教室を、各コミュニティセンターで開催した。令和8年度以降も定期的に高齢者向けスマートフォン講座を開催する等、スマートフォンの操作が不慣れな高齢者層に生活の中で便利さを受けられるよう操作スキルの習得の支援を継続する。

また、スマートフォンを利用できない方や自宅にWi-Fi環境のない方への情報格差が生じないよう、デジタル技術の導入や利活用に当たっては環境面での配慮もを行い、「誰ひとり取り残さない優しいデジタル社会」の実現に努める。

デジタル活用支援推進事業

- 高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、**スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行う「講習会」**を、令和3年度から全国の携帯ショップ、公民館等で実施（国費10/10補助、上限あり）
 - 講座の例
 - 応用講座 「マイナポータルを活用しよう」、「オンライン診療を使ってみよう」、「ハザードマップで様々な災害のリスクを確認しよう」、
「デジタルリテラシーを身につけて安心・安全にインターネットを楽しもう」
 - 基本講座 「電源の入れ方・ボタン操作の仕方を知ろう」、「電話・カメラを使おう」
- 令和3～7年度の5年間での実施を想定し、**携帯ショップがない市町村(772市町村※)**での実施も**引き続き推進**。※令和6年3月1日集計。



資料出所：総務省 HP より

【目標指標】

指標	単位	策定期	目標値
スマートフォン講座の受講者数	人/年	R7	140
デジタルデバイド率	%/年	R7	—
補助支援協力企業数	社(累計)	R7	—
まちかど市民講座参加者数	人/年	R7	—
		R12	150
		R12	0
		R12	3
		R12	30

3-3. デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し

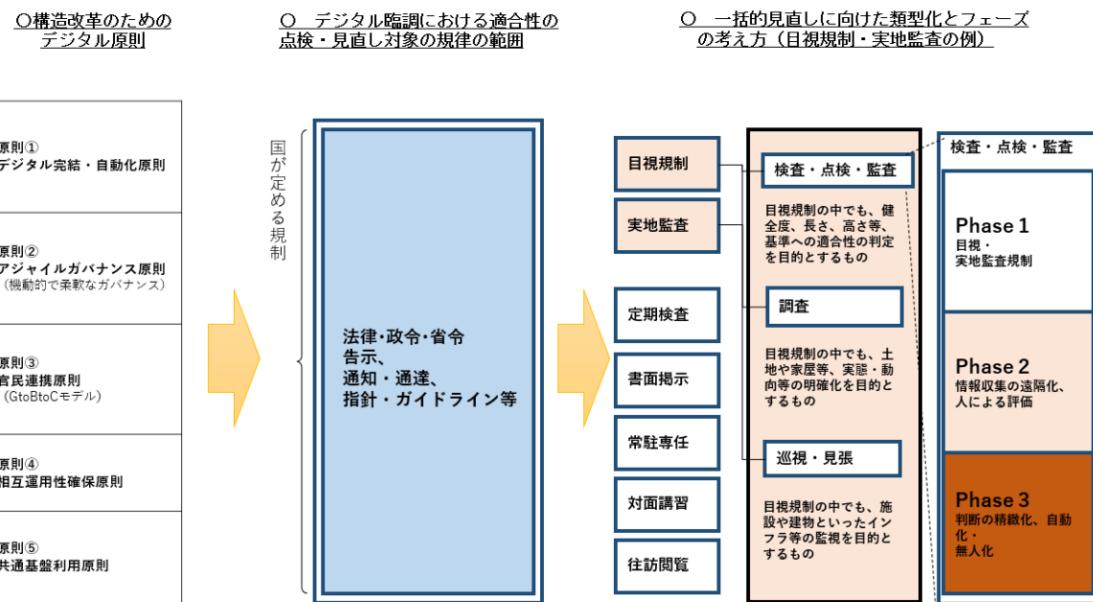


国は、構造改革のためのデジタル原則として、アナログ規制を横断的に見直した。

代表的なアナログ規制は、目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制、常駐・専任規制、対面講習規制、書面掲示規制、往訪閲覧縦覧規制の7項目の規制及びフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制としている。

本市においても、全庁的にデジタル化を阻害する規制・制度の見直しを進める。

デジタル原則に照らしたアナログ規制の点検・見直し作業



資料出所：自治体 DX 推進計画第 5.0 版

【目標指標】

指標	単位	策定時	目標値
条例、要綱、規則の点検・見直し率	%	R7 着手	R12 100

4. 推進体制

4-1. 推進体制と各主体の役割



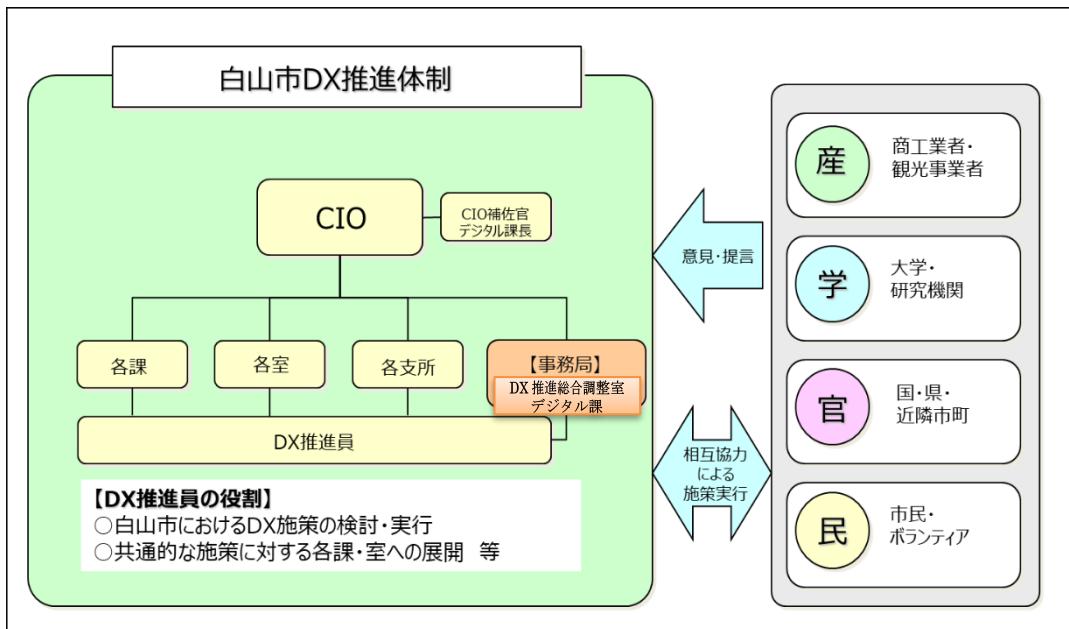
本市の DX 推進体制は次頁図のとおりとする。

重点取組や地域社会のデジタル化など、DX の推進施策は、DX 推進総合調整室だけではなく、関係する各所属による全庁横断的な議論・検討が必要である。

特に自治体フロントヤード改革の推進、AI・RPA の活用、デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化、デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し等については、関係各所属の参画が必要不可欠である。

そこで、本市の DX 施策を全庁横断的に検討・実行するための「DX 推進員」を各所属に配置し、DX 推進総合調整室に加えて関係する各課の参画により検討を進めるとともに、実務レベルにおける全庁的な共有を図るものとし、令和 5 年度に白山市 DX 推進会議を設置した。

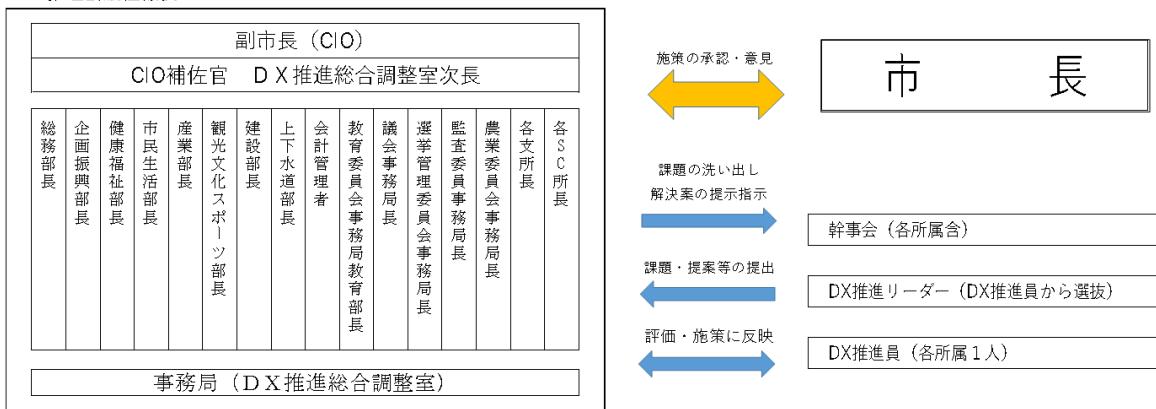
白山市 DX 推進体制



各主体の役割

CIO	府内マネジメントの中核として、本市の DX を推進
CIO 補佐官	DX 推進総合調整室次長が CIO を補佐する。 必要に応じて専門的知見を有する外部人材の活用も検討する。
DX 推進総合調整室 デジタル課 (情報政策担当部門)	本市が保有する情報資産を一元的に把握し、各分野のデジタル化の推進に向けた相談のほか、情報システムの標準化等に係る取りまとめを行う。
府内各課・室等 (情報システム利用部門)	主体性を持って DX 推進に参画し、各分野における DX 施策の検討・導入を行う。
DX 推進員	各所属 1 名の DX 推進員を配置する。府内横断的に DX 施策の検討及び推進するための各所属における中心的役割を果たす。

DX推進会議組織表



令和5年6月1日白山市DX推進会議設置要綱から作成

さらに、地域社会のデジタル化を推進するため、市民目線でデジタル化の便利さを体感できる行政サービスを展開し、事業の効果検証を行うため、有識者（産業（産）、教育（学）、町会（民）等の分野）から適宜意見を聴取していく。

4-2.職員の人材育成



DXの推進に当たっては、本市の各部門の役割に見合ったデジタル人材が職員として適切に配置されるよう人材育成に取り組むことが必要であり、一般行政職員の中でもデジタル分野における専門知識を身につけ、一般行政職員や高度専門人材と連携し、中核となって実務をとりまとめることができる職の存在が重要である。

しかし、本市ではまだデジタル分野の専門職の採用を実施しておらず、また一般行政職員がデジタル分野における専門知識を身につけることは容易ではないことから、国の制度を利用し、必要に応じて外部人材を適切に活用していく。

なお、同時に内部人材の育成も重要であることから、令和5年度より役職に応じた職員向けDX人材研修を実施しており、令和8年度以降も継続していくとともに、各部署にDX推進員を配置し、DX推進総合調整室と協力しながら各部署のDXに関する課題の洗い出しや整理を図る。

人材育成については、中長期的な観点で、人材育成の重要性や意義、所属や職位に応じて身につけるべきデジタル技術等の知識・能力・経験、研修体系等を設定し、実施していく。

【目標指標】

指標	単位	策定期		目標値	
DX 推進員の確保率	%/年	R7	100	R12	100
IT パスポート取得者数	人(累計)	R7	50	R12	100

地域社会 DX 推進パッケージ事業

地域社会DX推進パッケージ事業のご案内

【事業の概要】

- I C T 技術を活用した地方創生 2.0 の実現のため、人口減少・少子高齢化や経済構造変化等が進行する中、持続可能な地域社会を形成するには、デジタル技術の実装（地域社会 DX）を通じた省力化・地域活性化等による地域社会課題の解決が重要。
- このため、デジタル人材/体制の確保支援、AI・自動運転等の先進的ソリューションや先進無線システムの実証、地域の通信インフラ整備の補助等の総合的な施策を通じて、デジタル実装の好事例を創出し、全国における早期実用化を目指す。

好事例の創出・横展開

③地域のデジタル基盤の整備支援（補助）

デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るために必要な通信インフラなどの整備を支援

②先進的ソリューションの実用化支援（実証）

先進無線システム活用タイプ

ローカル 5G をはじめとする新しい通信技術などを活用した先進的なソリューションの実用化に向けた実証

AI・自動運転等の検証タイプ

社会課題解決に資する通信システムを用いた AI・自動運転等の先進的なソリューションの実証

①デジタル人材／体制の確保支援

1. 計画策定支援 デジタル実装に必要となる地域課題の整理、導入・運用計画の策定に対する専門家による助言
2. 推進体制構築支援 都道府県を中心とした持続可能な地域の DX 推進体制の構築を支援
3. 地域情報化アドバイザー 地域情報化アドバイザーによる人材の育成・供給を支援
4. 人材ハブ機能 デジタル人材を地域外から確保する場合の人材のマッチングを支援

資料出所：総務省 HP より

5. 実施計画と効果測定

DX を進めるうえで、実施計画と効果測定を実行するに当たっては、個別具体的な施策や目標値等の設定について、本計画とは別にアクションプランを策定するとともに、PDCA サイクルによる検証を実施し、柔軟に見直しを図る。

アクションプランの策定に当たっては、産業（産）、教育（学）、町会（民）の各分野の有識者から、実施計画や目標値の設定、毎年の進捗、検証について意見を聴取し、デジタル化による便利さを市民が実感できる仕組みづくりとなるよう努める。

【資料編】

1. 用語集

AI : Artificial Intelligence の略。人工知能。

BPR : Business Process Re-engineering の略。業務の抜本的見直し。

CIO : Chief Information Officer の略。情報政策の最高責任者。

DPI : 国及び地方公共団体が共通して利用するデジタル公共インフラの略。

DX : デジタルトランスフォーメーションの略。

EBPM : Evidence-Based Policy Making の略。統計や業務データなどの客観的な証拠に基づく政策立案。

IT リテラシー : パソコンやインターネットなどの情報技術（IT）を理解し、自分の目的や業務に合わせて適切に使いこなし、情報を収集・分析・活用する能力のこと。

eL-QR : 公金収納に用いる地方税統一 QR コード方式。

eLTAX : 地方税の電子申告・納税を行うポータルシステム。

GSS : ガバメントセキュリティソリューション。政府共通の業務環境を提供するサービス。

GX : グリーントランスフォーメーション。化石燃料中心の社会から再生可能エネルギー中心の社会へ転換し、脱炭素と経済成長の両立を目指す取り組み。

LGWAN : Local Government Wide Area Network。自治体専用の閉域ネットワーク。

OJT : 実際の仕事（業務）を通じて、上司や先輩が後輩に知識やスキルを計画的に指導する「職場内訓練」のこと。

PDCA : Plan→Do→Check→Action の業務改善サイクル。

RPA : Robotic Process Automation の略。定型業務を自動化する技術。

SaaS : 「Software as a Service」の略で、インターネットを通じてソフトウェアをサービスとして利用する仕組み。

UI : ユーザー（利用者）と製品・サービスをつなぐ「接点」や「操作画面」のこと。

UX : ユーザーが製品やサービスを利用する際に得る、使いやすさ、デザイン、機能性、感情的な反応など、すべての「体験」や「経験」を指す。

Web3.0 : ブロックチェーン技術を基盤とした「分散型」の次世代インターネットの概念。

アジャイルガバナンス : 複雑で変化の激しい現代社会（Society 5.0）において、組織や社会のルール・統治を、固定的なものではなく「絶えず評価・改善し続けるプロセス」として捉える考え方。

ガバメントクラウド : 自治体向けのクラウド基盤。標準システムが稼働する。

コネクテッド・ワンストップ : 複数手続を一つにまとめて完結できる設計思想。

ステークホルダー：企業や組織の活動に直接的・間接的に関わり、影響を受けるすべての利害関係者のこと。

生成 AI：画像生成や自然言語処理を行う大規模 AI。

ゼロトラスト・アーキテクチャ：「何も信頼しない（Zero Trust）」を前提に、すべてのアクセス要求（ユーザー、デバイス、接続元）を都度厳密に検証・認証し、最小限の権限のみを与えるセキュリティモデル。

ソリューション：特に IT や経営分野で「顧客や企業が抱える課題や問題を解決するための方法・手段・仕組み全般」を指す。

デジタルデバイド：年齢・地域・能力によって生じる ICT 利用格差。

デジタルリテラシー：パソコンやインターネットなどのデジタル技術を正しく理解し、目的に合わせて適切に使いこなし、情報を評価・活用できる総合的なスキルのこと。

デジタルファースト：行政手続のオンライン化を基本とする原則。

デマンド交通：利用者の予約や需要に応じて運行ルートや時間を柔軟に変更する公共交通サービス。

特定移行支援システム：標準化システムへの移行が令和 7 年度末までに困難なシステム。

リーチ：どれだけ多くユーザーに届いたかを示す指標。

ブロックチェーン：ブロックと呼ばれる単位でデータを管理し、鎖（チェーン）のように連結して保管する金融取引履歴などで利用される技術のこと。

モビリティ：本来「（体の）動きやすさ、機動性」や「（社会などの）流動性、移動性」を意味する英単語。転じて、交通領域では「人やもの、ことを空間的に移動させる能力、あるいは機構」を指す。

バスロケーションシステム：バスの車両に搭載した GPS などから位置情報をリアルタイムで収集し、運行管理者や利用者（スマホアプリ、Web、バス停サイネージなど）にバスの現在位置や遅れ状況を提供するシステム。

フロントヤード改革：住民対応の窓口業務をデジタル化して利便性を高める改革。

ベース・レジストリ：人・法人・土地・建物などの社会の基本となるデータを、公的機関が正確かつ最新に一元管理し、行政や民間サービスで共通基盤として利用できるようにしたもの。

ローカル 5G：通信事業者（キャリア）に頼らず、企業や自治体などが自社の敷地内（工場、病院、農場など）に独自の 5G ネットワークを構築・運用できる仕組み。

ワンスオンリー：一度提出した情報を再提出不要にする原則。

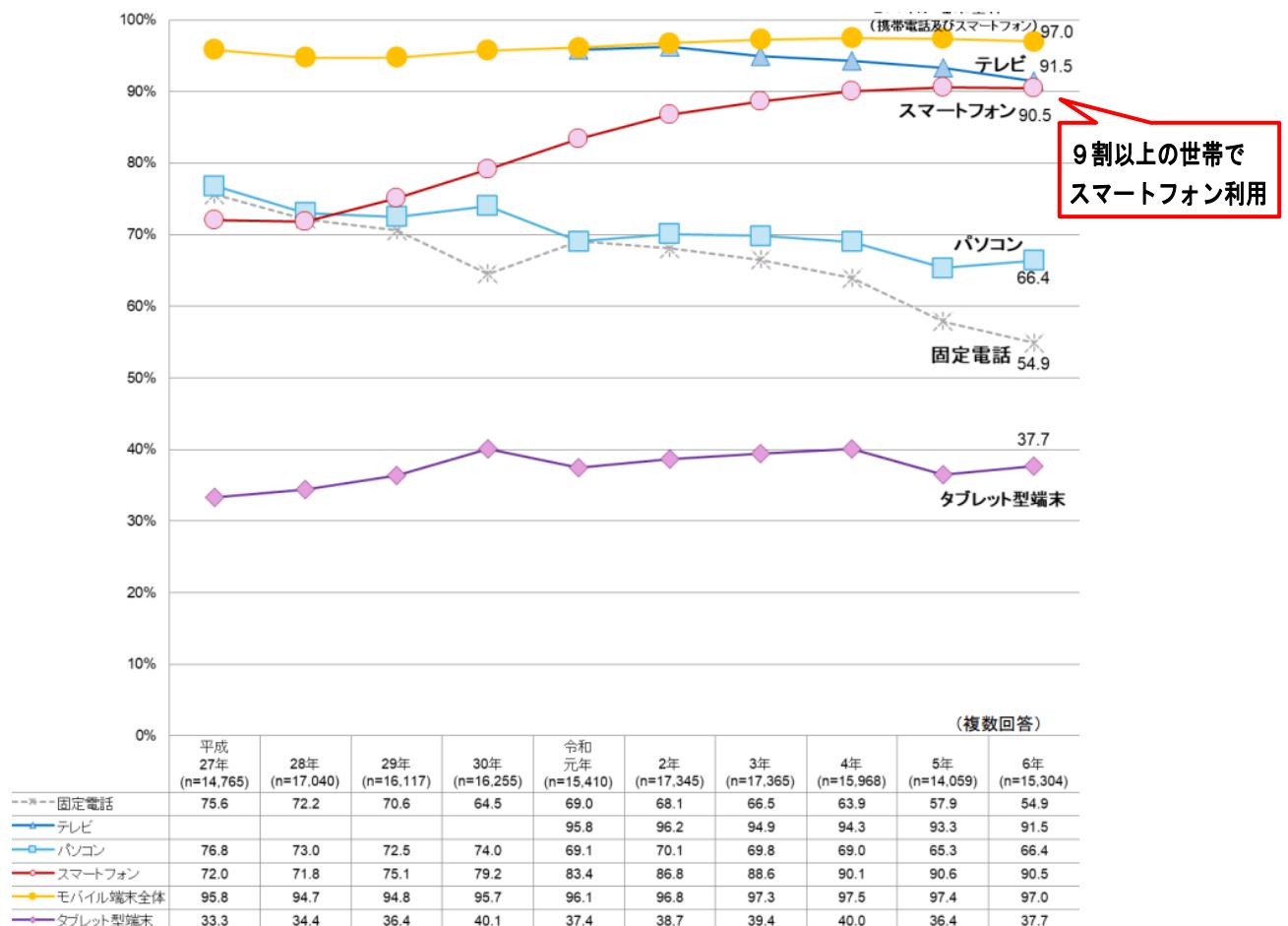
ワン・ビット連携：再生可能エネルギー発電施設とデータセンターなどの情報通信インフラを同一地域に一体的に整備することで、電力（ワット）と通信（ビット）を統合する新たなインフラ構想。

2. 国のデジタル技術・ICTの動向

1-1. 普及が拡大するスマートフォン・タブレット（端末利用環境）

昨今、住民生活や企業の活動において、デジタル技術が浸透している大きな要因となっているのが、スマートフォンやタブレット型端末の普及である。緩やかな漸減傾向にあるパソコンに代わって、右肩上がりで普及が進み、スマートフォンについては、9割以上の世帯（90.5%）が保有している。一方でテレビの保有割合は減少傾向となっている。マイナンバーカードの読み取り機能を備えた端末も普及していることも踏まえ、今後のデジタル技術を活用した各種サービスにおける、中心的な位置付けになることが期待されている。

情報通信機器の世帯保有率の推移



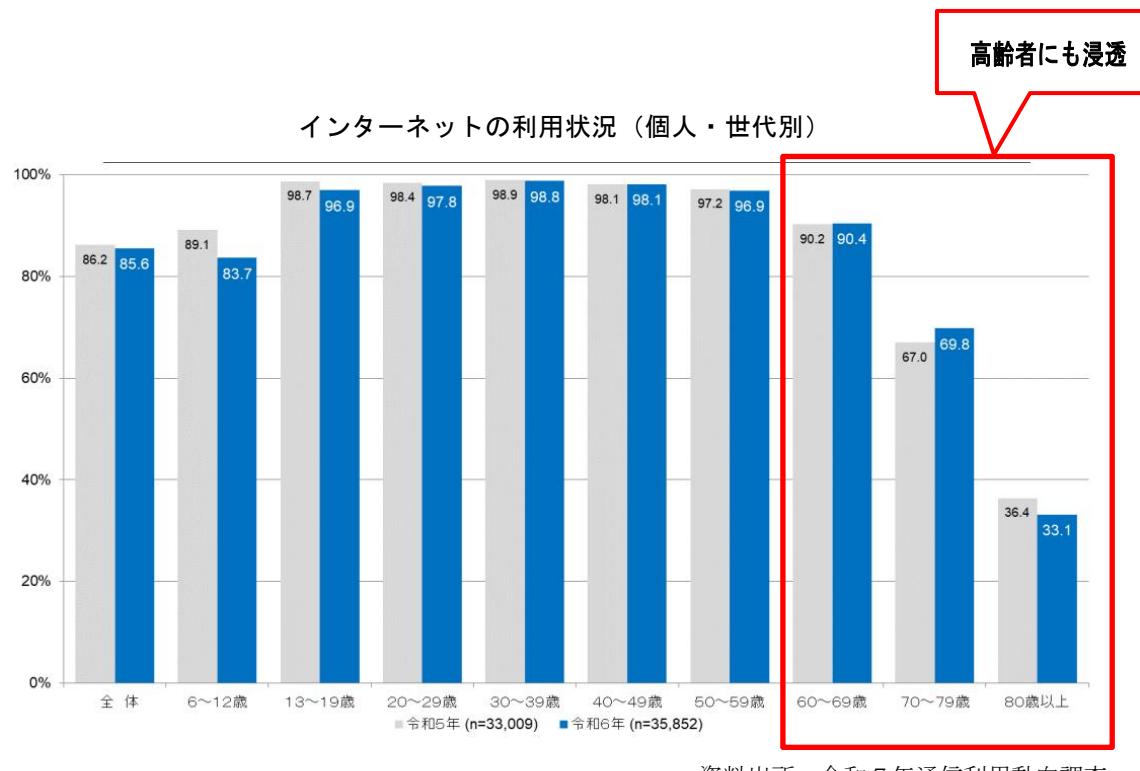
資料出所：令和7年通信利用動向調査

1-2. インターネット利用状況

スマートフォン、タブレット型端末の普及と合わせて、インターネットの利用率も高

い数値（13～69歳の各階層で90%超）を示している。従来は30代・40代を中心に使われる傾向にあったが、最新の通信利用動向調査では、下図のとおり60代以上の高齢世代においても利用されていることが窺え、60代では9割超（90.4%）、70代においても6割超（69.8%）が利用している。

操作が簡単で機能も特化したスマートフォン等の端末の普及に伴い、今後も高齢者における利用が進むことが考えられる。そのため、行政におけるデジタル技術を活用したサービスについても、この動向を踏まえながら検討することが期待されている。



インターネット利用の目的・用途

インターネットの利用の目的・用途において、日本ではSNS、メッセージングサービス、インターネットショッピング、情報検索等の利用が多く、またQRコードやクレジットカードによる支払・決済にも多く利用されている。

インターネット利用の目的用途



資料出所：令和6年版情報通信白書

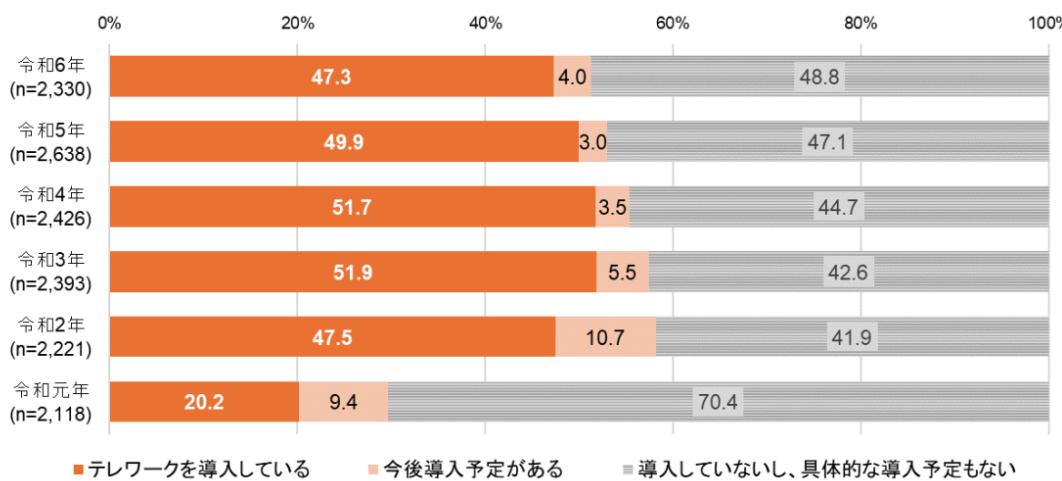
1-3. テレワークの実施状況

新型コロナウイルス感染症は、人々の暮らしや社会生活に大きな影響を及ぼし、仕事・働き方のスタイルについても変化を余儀なくされている。

社員の自宅やサテライトオフィスにおいて、会社の自席と同様の業務を行う「テレワーク」については、以前からワーク・ライフ・バランスなど、働き方の多様化の観点から一部の企業等で実施されてきたが、同感染症の拡大に伴い、多くの企業において導入が進められた。

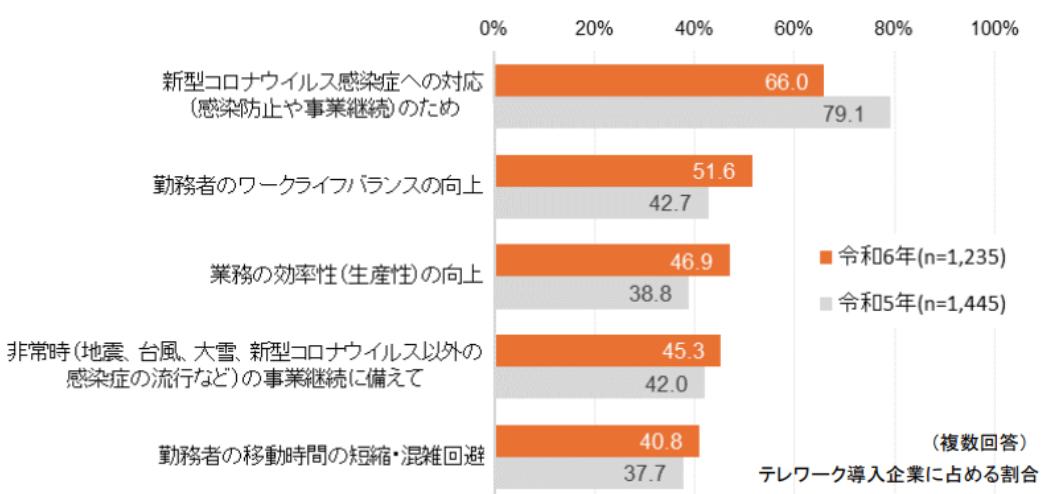
しかし、令和4年度以降の同感染症の終息後からは、社員の勤務状況の把握やタスク管理が困難といった課題等の理由から減少傾向となっている。

テレワーク導入状況・導入意向の推移



資料出所：令和7年通信利用動向調査

テレワークの導入目的



資料出所：令和7年通信利用動向調査

3. デジタル改革の経緯

デジタル改革に係る直近の経緯

令和 2 年 9 月	デジタル改革関係閣僚会議 <u>総理指示</u>
令和 2 年 12 月	「 <u>デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針</u> 」及び、「デジタル・ガバメント実行計画」を閣議決定
令和 3 年 5 月	<u>デジタル改革関連法案が国会審議を経て公布・成立</u> ① デジタル社会形成基本法 ② デジタル庁設置法案 ③ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 ④ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 ⑤ 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律 ⑥ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律
令和 3 年 6 月	「 <u>デジタル社会の実現に向けた重点計画</u> 」を閣議決定
令和 3 年 9 月 1 日	<u>デジタル庁の発足</u>
令和 4 年 6 月	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を閣議決定
令和 5 年 6 月	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を閣議決定
令和 6 年 6 月	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を閣議決定
令和 7 年 6 月	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を閣議決定
令和 6 年 12 月 2 日	マイナンバーカードと健康保険証の一体化
令和 7 年 3 月 24 日	マイナンバーカードと運転免許証の一体化

デジタル社会形成基本法

【趣旨】

デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の作成について定める。

【基本理念】 デジタル社会の形成に関し、以下を基本理念として規定

- ◇ ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現
- ◇ 国民が安全で安心して暮らせる社会の実現
- ◇ 利用の機会等の格差の是正
- ◇ 個人及び法人の権利利益の保護 等

デジタル庁設置法

【趣旨】

デジタル社会の形成に関する司令塔として、強力な総合調整機能（勧告権等）を有し、基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理を実施するとともに、重要なシステムは自ら整備する。

国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ利活用等の業務を強力に推進する内閣直属の組織（長は内閣総理大臣）であり、デジタル大臣のほか、特別職のデジタル監等を置く。

⇒デジタル社会の形成に関する司令塔として、行政の縦割りを打破し、行政サービスを抜本的に向上

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

【趣旨】

デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法律について所要の整備を行う。

⇒官民や地域の枠を超えたデータ利活用の推進、マイナンバーの情報連携促進、マイナンバーカードの利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、押印等を求める手続の見直し等による国民の手続負担の軽減等

公的給付の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律

【趣旨】

公的給付の迅速かつ確実な支給のため、預貯金口座の情報をマイナンバーとともにマイナポータルにあらかじめ登録し、行政機関等が当該口座情報の提供を求めることができることとするとともに、特定公的給付の支給のためマイナンバーを利用して管理できることとする。

⇒国民にとって申請手続の簡素化・給付の迅速化

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律

【趣旨】

デジタル社会形成基本法案に定めるデジタル社会の形成についての基本理念にのっとり、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保に資するとともに、預貯金者の利益の保護を図るため、預貯金者の意思に基づくマイナンバーの利用による預貯金口座の管理に関する制度及び災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人の求めに応じて預金保険機構が口座に関する情報を提供する制度を創設する。

⇒国民にとって相続時や災害時の手続負担の軽減等の実現

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

【趣旨】

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。

⇒地方公共団体の行政運営の効率化・住民の利便性向上等